関西大学と吹田市との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、地域との共生を目指す関西大学と歴史と文化が息づき都市機能と自然が調和するまちづくりを目指す吹田市が、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図ることにより、産業、教育、文化、まちづくり等の分野において、双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 双方は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事業について誠意を もって連携協力する。
 - (1) 双方の歴史的・文化的資源の活用に関する事業
 - (2) 双方の知的・人的資源の交流に関する事業
 - (3) 双方が協力して行う事業の推進・支援に関する事業
 - (4) その他、双方が有益にして必要と認める事業

(連絡調整窓口)

第3条 前条の事業を円滑かつ効果的に進めるために、双方に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める事業の実施に要する経費は、原則として双方において各々応分 に負担することとする。

(協定期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれもからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

- 第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることと する。
- 2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成16年(2004年)8月5日

関西大学 吹田市 吹田市 ヴ長 阪口 善雄